

第 四 編

啓 発 ・ 管 理 執 行

1 明るい選挙推進運動

(1) 啓発事業要領

第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査に係る啓発事業要領

鳥取県選挙管理委員会

鳥取県明るい選挙推進協議会

1 趣 旨

今回の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が、明るく行われるために、選挙の意義と投票日等の周知を図るとともに、特に投票参加の呼びかけに重点を置いて、各種の啓発事業を行うものとする。

2 重点事項

(1) 選挙の大切さの呼びかけと投票参加の推進

(2) きれいな選挙の推進

3 実施主体

(1) 県及び市町村の選挙管理委員会

(2) 県及び市町村の明るい選挙推進協議会

4 実施事業

県民が選挙を身近に感じられるよう工夫を凝らし、わかりやすい啓発事業を実施する。

(1) 県及び市町村が共同して行うもの

ア ポスターによる啓発

イ 「選挙のしおり」による啓発

ウ 懸垂幕・横断幕等による啓発

エ 啓発用物資の作成・配布

オ 店舗、商店街等での啓発（街頭啓発、店内放送等）

カ コンビニエンスストアでの啓発

キ 立候補者に対する申し入れ

ク その他

(2) 県が行うもの

ア 電光掲示板による啓発

イ マスメディアを活用した啓発

ウ 便宜供与の依頼

エ 委員長談話による啓発

オ その他

(3) 市町村が行うもの

ア 広報車による啓発

イ 広報紙等の利用による啓発

ウ 街頭啓発

エ その他

5 統一標語

「自分へと、必ずつながるその1票。」

(2) 街頭啓発実施要領

第48回衆議院議員総選挙等に係る街頭啓発実施要領（鳥取市選管と共催）

1 趣 旨

第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査に向けて、明るい選挙と投票総参加を推進するため、街頭啓発活動を行う。

2 主 催

鳥取県選挙管理委員会、鳥取県明るい選挙推進協議会
鳥取市選挙管理委員会、鳥取市明るい選挙推進協議会

3 実施日時

平成29年10月15日(日)午後2時から3時頃まで

4 実施場所

イオンモール鳥取北(鳥取市晩稲)モール棟入口付近
〈集合場所〉 モール西入口 Seria(100均)前

5 参加者(予定)

県選管委員(英委員、大口委員)
県選管事務局(衣笠事務局長、川上、灘尾、内田、山下、川口)
市選管委員、市明推協委員、市選管事務局

6 活動内容

選挙期日の周知及び投票の呼びかけを行う。

〈内容〉

- ・選挙期日の周知、投票の呼びかけ
- ・期日前投票所の案内
- ・啓発用携帯ティッシュ(県分:700個)の配布
- ・着ぐるみによるPR:めいすいくん(灘尾)、ガイナーレトリピー(川口)
- ・啓発用ポスター、のぼり旗等によるPR
- ・ブルゾンの着用

7 準備物品

- ・着ぐるみ2体(めいすいくん、ガイナーレトリピー)
 - ・啓発用携帯ティッシュ 700個(100個×7袋)、紙袋(ポスター貼付)7袋
- ・のぼり旗2本
 - ・選挙ブルゾン(7人分)
 - ・デジカメ

※市はティッシュ(1,500個)を準備

8 その他

- ・報道資料提供済、NHK・日本海テレビに取材依頼
- ・鳥取市は期日前投票所設置(モール棟2階、市が案内看板設置、店内放送手配)

第48回衆議院議員総選挙等に係る街頭啓発実施要領(日吉津村選管と共催)

1 趣 旨

第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査に向けて、明るい選挙と投票総参加を推進するため、街頭啓発活動を行う。

2 主 催

鳥取県選挙管理委員会、鳥取県明るい選挙推進協議会
日吉津村選挙管理委員会、日吉津村明るい選挙推進協議会

3 実施日時

平成29年10月15日(日)午前10時から11時頃まで

4 実施場所

イオンモール日吉津(日吉津村日吉津)西館各入り口
〈集合場所〉 無印良品前付近

5 参加者(予定)

県選管委員（相見委員長、藤村委員）

県選管事務局（衣笠事務局長、川上、宮本、武田、仲田（西）、大武（西）、高橋（西）、井上（西）

日吉津村選管委員、日吉津村明推協委員、日吉津村選管事務局

6 活動内容

選挙期日の周知及び投票の呼びかけを行う。

<内容>

- ・選挙期日の周知、投票の呼びかけ
- ・期日前投票所の案内
- ・啓発用携帯ティッシュ（県分：600個）の配布
- ・着ぐるみによるPR：めいすいくん（西部）、ガイナーレトリピー（武田）
- ・啓発用ポスター、のぼり旗等によるPR
- ・ブルゾンの着用

7 準備物品

- ・着ぐるみ2体（めいすいくん、ガイナーレトリピー）
- ・啓発用携帯ティッシュ 700個（100個×7袋）、紙袋（ポスター貼付）7袋
- ・のぼり旗2本
- ・選挙ブルゾン（7人分）
- ・デジカメ

※村はティッシュ（200個）を準備

8 その他

- ・報道資料提供済、NHK・日本海テレビに取材依頼

(3) 啓発事業計画

第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査に係る啓発事業計画

鳥取県選挙管理委員会

鳥取県明るい選挙推進協議会

NO	事業名	事業の内容	備考
1	ポスターによる啓発	明るい選挙推進や投票日周知を図るため、ポスターを作成し、官公署・金融機関・店舗・大学・高等学校・専門学校・県外学生寮等に掲示依頼をするとともに、ポスター掲示場等に掲示する。	
2	「選挙のしおり」による啓発	「選挙のしおり」を県内全世帯に配布し、投票日の周知にとどまらず、「選挙の大切さ」「投票の意義」等を呼びかける啓発を実施する。	
3	懸垂幕・横断幕等による啓発	投票日周知用の懸垂幕及び横断幕を作成し、各市町村、県総合事務所に掲出するとともに、自動車張幕を物資輸送車に掲示する。	
4	啓発用物資の作成・配布	投票日等が記入された啓発用物資を作成し、街頭啓発等の際に配布する。	
5	電光掲示板による啓発	県庁電光掲示板により投票日を周知するとともに、明るい選挙の推進を図る。	
6	街頭啓発（店舗、イベント等での啓発）	県内の大型店、商店街及び事業所や市町村と協力して投票日の周知及び明るい選挙の推進を図る。	

7	店内放送等による啓発	県内の大型店、商店街及び事業所や市町村と協力して投票日の周知及び明るい選挙の推進を図る。 県、市町村等の開催する各種イベント・行事等において、ポスター掲示、啓発物資の配付等を実施する。	
8	コンビニエンスストアでの啓発	コンビニエンスストアのレジ画面広告及び店内放送により投票日を周知する。特に若者に対する啓発を強化する。	
9	マスメディアを活用した啓発	マスメディアに取り上げられる機会を増やすため、選挙行事を積極的に情報提供する。	
10	インターネットを活用した啓発	県選管ホームページに選挙行事や選挙権年齢の引き下げ等のお知らせを掲示するとともに、FaceBook、Twitter等により啓発する。	
11	デジタルサイネージ（電子掲示板）を活用した啓発	大型小売店舗のレジ付近に設置された電子掲示板（液晶ディスプレイ）に投票参加を呼びかける広告を掲示する。	
12	民間バスへの広告掲出	民間のバスにバスマスクを掲示して、投票日等を周知する。	
13	若年層への啓発	県内高等学校及び県内大学と連携し、学内の掲示板等に啓発記事を表示し、投票日、期日前投票及び不在者投票の活用を周知する。 校内放送及びホームルーム等での投票日や期日前投票等の制度周知を図る。	
14	立候補者に対する申し入れ	立候補者に対して、選挙ルール遵守を申し入れるとともに、選挙事務所に選挙ルール遵守の要望事項を記載したポスター掲示を依頼する。	
15	便宜供与の依頼	鳥取県経営者協会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会及び中小企業団体中央会を通じて、投票当日に勤務する有権者に対して、投票のための遅刻・早退等に便宜を与えるよう協力を依頼する。	
16	委員長談話による啓発	県選挙管理委員会委員長の談話を発表する。	公示日、選挙期日

(4)委員長談話

公示日

本日、第48回衆議院議員総選挙の期日の公示及び第24回最高裁判所裁判官国民審査の告示が行われ、来たる10月22日に投開票が行われることになりました。

この度の総選挙は、現在、国内外で重要な課題が山積している状況のもと、国民として国の将来像とこれからの私たちの暮らしを真剣に考える重要な機会であります。

有権者一人ひとりが国の政治に対して積極的に意思表示して、これからの国政を託する代表を選ぶことが大切であります。

有権者の皆様には、選挙公報や政見放送などを活用して、政党や候補者の政策・政見を十分に考察され、自分の投じる一票が国政に反映していくことを改めてご認識され、責任ある投票行動をしていただきたいと思います。

近年、全世代にわたって投票率が低落傾向にあり、特に若年者の投票率は常に最も低く、極めて憂慮すべき

状況にあります。改めて主権者として託された貴重な一票を有効に生かして頂きたいと思います。

最後に、政党、候補者及び運動関係者におかれては、政策・政見を有権者に対して十分に訴えられるとともに、選挙のルールを遵守し、明るくきれいな選挙の実現に努められるよう強く要望します。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会

委員長 相見 慎

投票日

第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査は、いよいよ投票日を迎えることとなりました。

選挙は民主主義の基盤をなすものであり、民意を政治に反映させる大切な機会であります。

有権者の皆様には、政党や候補者の政策・政見を十分に検討されて、主権者として自らの自由な意思に基づいて、悔いのない一票を投じられるよう希望いたします。特に初の選挙権を得られた人を始め若い有権者の皆さんには、社会の一員としての声を積極的に政治に届ける姿勢を示されることを期待します。

最後に、各市町村選挙管理委員会におかれましては、投票・開票等の管理執行に万全を期していただき、この度の選挙が公正かつ円滑に執行されるようお願いいたします。

平成29年10月22日

鳥取県選挙管理委員会

委員長 相見 慎

2 管理執行通知等

(1) 便宜供与について(通知)

第201700155211号
平成29年9月28日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長

平成29年10月22日執行予定の第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査における便宜供与について(通知)

このことについて、別添写しのとおり関係機関へ依頼しましたので、お知らせします。
(別添写し)

第201700155211号
平成29年9月28日

各 市 町 村 長
各市町村教育委員会教育長
中国財務局鳥取財務事務所長
近畿中国森林管理局鳥取森林管理署長
中国地方整備局鳥取河川国道事務所長
中国地方整備局倉吉河川国道事務所長
西日本旅客鉄道株式会社米子支社長
智頭急行株式会社代表取締役社長
若桜鉄道株式会社代表取締役社長
西日本電信電話株式会社鳥取支店長
中国電力株式会社鳥取支社長
日本郵便株式会社鳥取中央郵便局長

様

鳥取県選挙管理委員会委員長

平成29年10月22日執行予定の第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査における便宜供与について(依頼)

各種選挙の執行に当たりましては、貴管下の施設等の利用について、格別のご配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、衆議院が解散されたことに伴い、第48回衆議院議員総選挙(以下「総選挙」という。)及び第24回最高裁判所裁判官国民審査(以下「国民審査」という。)が、次のとおり執行される予定です。

選挙期日(審査期日) 平成29年10月22日(日)

選挙期日の公示日(審査期日の告示日) 平成29年10月10日(火)

ついては、この選挙の執行に当たりまして、下記事項について、市町村の選挙管理委員会(以下「市町村委員会」という。)及び候補者等から貴管下の施設等の利用について依頼があった場合には、業務、授業等の諸行事に支障のない限り、格別のご協力とご配慮をお願いします。

なお、貴管下の関係各機関(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者等(以下「指定管理者等」という。)を含む。)に対しても、この旨ご指導をいただきますよう併せてお願いします。

記

1 投票所及び開票所

投票所及び開票所は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第39条及び第63条の規定により、市役所、町村役場又は市町村委員会が指定した場所に設けることとされていますが、従来、市町村委員会では、有権者の便宜のために貴管下の施設を利用することが多く、今回の選挙においても、これらの施設を利用して投票所及び開票所とする市町村が多いものと思われます。

ついては、市町村委員会から貴管下の施設を投票所及び開票所として使用したい旨の依頼があった場合は、投票日当日における各種行事の開催等について調整していただく等のご配慮をいただき、投票及び開票事務に支障を来すことがないようにお願いします。

2 ポスター掲示場

市町村委員会は、総選挙の候補者の人物などを有権者に周知させるため、法第144条の2の規定により、公衆の見やすい場所にポスター掲示場を設置しなければならないこととされておりますが、その設置場所の確保については、従来から苦慮しているところであります。

ついては、市町村委員会から貴管下の施設等にこのポスター掲示場を設置したい旨の依頼があった場合は、法第144条の5(ポスター掲示場の設置についての協力)の趣旨をご理解いただき、設置場所の提供について、格別のご配慮をお願いします。

3 公営施設使用の個人演説会等

総選挙の候補者、候補者届出政党又は名簿届出政党は、それぞれの政見を広く有権者に周知させるため、法第161条の規定により、学校、公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館をいう。）及び地方公共団体が管理する公会堂並びにこれら以外の施設で市町村委員会が指定した施設（以下「公営施設」という。）を使用して個人演説会、政党演説会又は政党等演説会（以下「個人演説会等」という。）を開催することができることとされており。

については、候補者から市町村委員会を通じて、貴管下の公営施設を使用する個人演説会等の開催申出があった場合は、この個人演説会等が開催できるようご配慮をお願いします。

なお、公営施設を使用して個人演説会等が開催できる期間は、選挙期日の公示日の翌々日から選挙期日の前日までとなります。

また、開催申出は、公示日の日からできることとなっており、開催しようとする日の2日前までに申し込むこととなっております。

4 特定の建物及び施設における演説等の禁止

個人演説会等は上記3の公営施設以外の施設を使用してもできますが、法第166条の規定により、上記3の公営施設を除き、国、地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅を除く。）あるいは病院若しくは診療所等の施設など特定の建物・施設を使用することはできないこととされていますので、ご注意ください。

また、これらの建物等のほか、汽車、電車、バス、船舶、停車場等では、選挙運動のための演説及び連呼行為も禁止されていますので、これについてもご留意願います。

(2) 各種報告等について(通知)

第201700155607号
平成29年9月28日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長

第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査における各種報告等について（通知）

第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査における各種の報告等については、下記によることとしますので、報告等に当たっては遺漏のないようにお願いします。

記

- 1 対象となる報告等は、別に通知するところによるほか、別紙一覧表のとおりであること。
- 2 報告等に当たっては、それぞれの期限を厳守すること。
- 3 報告等により、その方法が異なるので注意すること。

別紙一覧表

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各種報告等一覧表

報告事項等	報告等期限	報告等の方法	提出部数	報告等様式	備 考
ポスター掲示場減数協議	別途通知 (9月29日)	文書			別途通知するところによること。
ポスター掲示場設置場所一覧表及び図面	別途通知 (9月29日)	文書 送付			別途通知するところによること。
個人演説会等施設指定	9月22日	電子メール			別途照会済み
選挙人名簿登録者数	10月9日	ファクシミリ ・電子メール	—	様式第1号	12時00分まで ファクシミリ0857-26-8129 電子メール senkan@pref.tottori.lg.jp
在外選挙人名簿登録者数(速報)	10月9日	ファクシミリ ・電子メール	—	様式第1号の2	報告後の異動は、15時00分までに電話で一報した後、ファクシミリで行うこと(電子メール不可)。
(期日前)投票所開閉時刻繰上げ・繰下げの届出	10月10日	電子メール	1部	様式第2号	恒常承認・届出済のものも含め繰上げ・繰り下げを行うもの全てについて届出すること。 (期日前投票所は2ヶ所以上設ける場合のみ)
選挙当日有権者数及び選挙当日在外有権者数(速報)	10月21日	ファクシミリ ・電子メール	—	様式第3号 様式第3号の2	12時00分まで

速報投票区投票速報	10月22日	電 話	それぞれ別途通知するところによること。
投開票速報	10月22日	ﾌｻｸｼﾝﾘ	
開票録	10月23日	持 参	
期日前投票の中間状況	別途通知 (10月15日、 20日、21日)	ﾌｻｸｼﾝﾘ	
諸事項調査	別途通知 (11月6日)	電子 メール	
確定報告書	別途通知 (12月8日)	電子 メール	

(3) 公営の単価一覧表

第48回衆議院小選挙区選出議員選挙における公営の単価一覧表

種 類	限 度 額	備 考
自 動 車	一般運送 契約業者 1日 64,500円 (期間中 64,500円×12日=774,000円)	・1日1台に限る。 ・一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(自動車、燃料及び運転手込みの契約)による場合
	自動車 借入れ 1日 15,800円 (期間中 15,800円×12日=189,600円)	・1日1台に限る。 ・上記一般運送契約以外の自動車借入れ契約の場合
	燃 料 期間中 90,720円 (@7,560円×12日=90,720円)	・選挙運動用自動車(1日1台)に給油するものに限る。
	運 転 手 1日 12,500円 (期間中 12,500円×12日=150,000円)	・1日1人に限る。 ・選挙運動用自動車の運転業務に従事した日に限る。

※選挙運動に使用できる自動車は候補者1人につき1台に限られます。

種 類	限 度 額	備 考
ポ ス タ ー	単価(1枚あたりの限度額) 473円 総額 (@473円×(1,256箇所×2)) = <u>限度額</u> <u>1,188,176円</u>	① 単価 $573,030円 + 27円50銭 \times (1,256 - 500)$ 1,256 = 472円79銭 = 473円(1円未満の端数は1円とする。) ② 限度枚数: 2,512枚 @ポスター掲示場数×2 ※選挙運動用ポスターと個人演説会告知用ポスターを別々に作成したときはこれらの合計枚数が限度枚数内である必要があります。

	第2区	単価 (1枚あたりの限度額) 505円 総額 (@505円×(1,173箇所×2)) = 限度額 <u>1,184,730円</u>	① 単価 $\frac{573,030円 + 27円50銭 \times (1,173 - 500)}{1,173}$ =504円29銭 =505円(1円未満の端数は1円とする。) ②限度枚数:2,346枚 @ポスター掲示場数×2 ※選挙運動用ポスターと個人演説会告知用ポスターを別々に作成したときはこれらの合計枚数が限度枚数内である必要があります。
種類	限度額	備考	
ビラ	50,000枚以下	単価(1枚あたり限度額):7.51円	
	50,000枚を超える場合	単価(1枚あたり限度額) = $\frac{375,500円 + 5円2銭 \times (\text{作成枚数} - 50,000\text{枚})}{\text{作成枚数}}$ ※限度枚数(70,000枚)作成する場合 単価(1枚あたり限度額):6.80円 @総額:6.80円×70,000枚=476,000円	
通常葉書	単価(1枚あたり限度額):7.71円 @総額:7.71円×35,000枚=269,850円	限度枚数:35,000枚	
選挙事務所用 立札・看板の類	単価(1枚あたり限度額):54,914円 @総額:54,914円×3枚=164,742円	限度枚数:3枚	
自動車取付用 立札・看板の類	単価(1枚あたり限度額):51,992円 @総額:51,992円×4枚=207,968円	限度枚数:4枚	
個人演説会場用 立札・看板の類	単価(1枚あたり限度額):39,725円 @総額:39,725円×5枚=198,625円	限度枚数:5枚	

(注1) 供託物を没収された場合は、公営の対象となりません。

(注2) 金額は税込の額です。

(注3) 備考欄に示す限度は公営の対象となる数であり、使用できる数と一致しないものもあります。

第48回衆議院小選挙区選出議員選挙における公営の単価(政見放送)

種類	限度額	備考
----	-----	----

政 見 放 送	録音等公営 限度額	録音の場合 1種類につき : 226,000円 録画の場合 1種類につき : 2,873,000円	鳥取県における政見放送実施局は、 ○テレビ 日本放送協会 (NHK) (株)山陰放送 (BSS) 山陰中央テレビジョン放送 (株) (TSK) ○ラジオ 日本放送協会 (NHK) であり、したがって、 ・録画の種類は、3種類 (この場合、複製は3本)、 2種類 (この場合、複製は4本) 又は1種類 (こ この場合、複製は5本) が限度となり、録画の種 類毎に公営限度額が適用されます。 ・録音の種類は、1種類 (複製は1本) が限度と なります。
	複製公営 限度額	録音の場合 複製1本につき : 2,000円 録画の場合 複製1本につき : 34,000円	

(注) 公営の対象となるのは放送された録音又は録画です。(ただし、放送されなかったもののうち、第1区、第2区ともに無投票となったこと又は天災その他特別の事情により放送が不能となったことにより放送されなかったものは、公営の対象となります。)

(4) 選挙人名簿の整理について(通知)

第201700155292号
平成29年9月28日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長

第48回衆議院議員総選挙における選挙人名簿の整理について(通知)

第48回衆議院議員総選挙における選挙時登録の際の選挙人名簿の整理は、別紙のとおりとなりますのでお知らせします。

公示日:平成29年10月10日
選挙期日:平成29年10月22日

第48回衆議院議員総選挙における選挙人名簿の整理

1 選挙人名簿登録基準日	
(1) 登録基準日	平成29年10月9日(月) (ただし、年齢については、10月22日(日)とする。)
(2) 登録日	平成29年10月9日(月) (登録基準日と同日であること。)
(3) 閲覧期間	平成29年10月10日(火) (公示日のみの1日間であること。)
2 選挙時登録	
(1) 年齢要件	平成11年10月23日以前に出生した者で、
(2) 住所要件	↓ 平成29年7月9日以前に転入届をした者を、
(3) 登録	↓ 平成29年10月9日(月)に登録する。
3 選挙時登録(表示登録制度に係るもの)	

	平成29年9月定時登録において選挙人名簿に登録されておらず
(1) 年齢要件	平成11年10月23日以前に出生した者で、
(2) 住所要件	↓ 住民票が作成された日から引き続き3箇月以上住民基本台帳に記録されていた者であって、平成29年6月9日以後に転出した者を、
(3) 登録	↓ 平成29年10月9日(月)に公職選挙法第21条第2項に該当する者である旨を表示して登録する。

4 随時抹消	
(1) 登録基準日まで	平成29年10月9日(月)までに、 平成29年6月8日以前に転出した者を抹消すること。
(2) 選挙期日まで	平成29年10月22日(日)までに、 平成29年6月21日以前に転出した者を抹消すること。

5 平成29年10月22日(日)の選挙人名簿の状態					
平成11年10月23日以前に出生した者で、					
<table border="0"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">平成29年7月9日以前に転入届をした者は、登録されており、</td> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">平成29年7月10日以後に転入届をした者は、登録されていない。</td> </tr> </table>		平成29年7月9日以前に転入届をした者は、登録されており、	}	平成29年7月10日以後に転入届をした者は、登録されていない。	
平成29年7月9日以前に転入届をした者は、登録されており、	}				
平成29年7月10日以後に転入届をした者は、登録されていない。					
<table border="0"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">平成29年6月21日以前に転出した者は、抹消されており、</td> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">平成29年6月22日以後に転出した者は、「転出」の表示又は</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">「公職選挙法第21条第2項に該当する者である旨」の表示をして登録されている。</td> </tr> </table>		平成29年6月21日以前に転出した者は、抹消されており、	}	平成29年6月22日以後に転出した者は、「転出」の表示又は	「公職選挙法第21条第2項に該当する者である旨」の表示をして登録されている。
平成29年6月21日以前に転出した者は、抹消されており、	}				
平成29年6月22日以後に転出した者は、「転出」の表示又は					
「公職選挙法第21条第2項に該当する者である旨」の表示をして登録されている。					

6 二重登録						
<p>次の期間に、旧住所地から転出し、新住所地に転入届をした者は、二重登録の可能性はある。したがって、これらの者については、新・旧住所地間において連絡をとり、新住所地で登録された者は、旧住所地では投票できないことを関係者に周知させておくこと。</p>						
※○印は選挙人名簿に登録されている状態を示す。						
異動月日	6/21	6/22	6/23	7/8	7/9	7/10
転入届(新住所地)	○	○	○	○	○	×
転出(旧住所地)	×	○	○	○	○	○
		←		二重登録の可能性のある期間		→
【注意】		期日前投票制度の導入に伴い、6月11日以後、6月21日以前に転出した者についても、二重登録の可能性があるので、特に留意すること。				

(5)選挙の管理執行について(通知)

第201700156322号
平成29年9月28日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査における管理執行について(通知)

第48回衆議院議員総選挙（以下「衆議院選挙」という。）及び第24回最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。）の管理執行に万全を期すため、市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）におかれては、下記事項に留意されるとともに、市町村長等関係機関とも十分協議の上、選挙事務体制の確立を図り、周到な計画のもとに事務処理に当たられるようお願いいたします。

記

第1 一般的事項

- 1 今回の衆議院選挙及び国民審査の執行に当たっては、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号。以下「公則」という。）、在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号。以下「在則」という。）、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号。以下「審法」という。）、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号。以下「審令」という。）及び最高裁判所裁判官国民審査法施行規則（昭和23年総理府令第29号。以下「審則」という。）並びに公職選挙法による選挙事務規程（昭和31年鳥取県選挙管理委員会規則第3号。以下「選規」という。）及び鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号。以下「運規」という。）等に留意し、選挙の管理執行をすること。
- 2 投票所、開票所等における選挙の名称の表示に当たっては、次によること。
「衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取第〇区」
「衆議院比例代表選出議員選挙」
「最高裁判所裁判官国民審査」
- 3 市町村委員会の書記その他の選挙事務に従事する職員（以下「選挙事務従事者」という。）に対する指揮監督を厳正にし、これらの者に対し適宜説明会等を開催して、法令に基づく正確な事務処理をさせ、いやしくも法令に違反したり、部外者に疑惑を抱かせることのないよう最善の努力を払われたいこと。
- 4 選挙事務の執行に際して不測の事態が生じた場合、選挙事務従事者は市町村委員会に、市町村委員会は県の選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）に速やかに連絡してその指示を受け、事故を拡大させることのないよう関係者に周知徹底を図ること。
- 5 選挙事務従事者に対しては、その職が常勤又は非常勤にかかわらず身分上の地位と職務権限とを明確にできるような措置しておくこと。

第2 選挙人名簿及び在外選挙人名簿

1 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の整備

- (1) 選挙時における選挙人名簿の登録事務は、短期間に処理する必要があるため、被登録資格を有する者の常時調査及び整理並びに既に年齢満17年に達した者の調査及び整理については、なお一層配慮し、脱漏、誤載等が生じないように十分留意すること。また、帰化した者についても、選挙人名簿への被登録資格に係る平成24年10月2日付第201200105909号当委員会事務局長通知及び平成24年9月28日付総行選第39号・総行管第126号総務省自治行政局選挙部選挙課長・管理課長通知に留意し、脱漏、誤載等が生じないように十分留意すること。
- (2) 表示登録の対象となる者については、旧住所地の市区町村から転出後3ヵ月を経過し、4ヵ月を経過していない場合には、新住所地において3ヵ月以上居住することにより、旧住所地及び新住所地の選挙人名簿の両方に登録されることになるが、旧住所地及び新住所地の市区町村間におけるそれぞれの選挙人名簿への登録の有無を十分確認するように努めること。
- (3) 選挙時登録後の選挙人名簿についても、選挙期日の前日までに死亡した者及び誤載者等の抹消並びに住所移転者等の表示を行い、その整備に努めること。特に住所移転者については、選挙期日の前日までに住所移転後4ヵ月を経過する者を他の住所移転者と区別しておき、4ヵ月を経過した者については、漏れなく抹消すること。
- (4) 在外選挙人名簿の登録は、随時、市町村委員会において登録を行っているところであるが、在外選挙人に選挙権行使の機会を与えるため、市町村委員会を適宜開き、在外選挙人名簿への速やかな登録に努めるようにすること。

なお、公示日から選挙期日までの間は、在外選挙人名簿に新たな登録は行わないこと。

2 選挙時登録等

- (1) 選挙時登録の基準日等は、次のとおりであること。
 - ・登録基準日：10月9日（月）（公示日の前日）
（ただし、年齢については、選挙期日現在：10月22日）
 - ・登録日：10月9日（月）（公示日の前日）この場合において、公示日から選挙期日までの間に満18年に達する者については、登録日に登録することとなるが、その者に係る住所要件は登録基準日を基準とするものであること。
したがって、これにより登録された者は、満18年に達するまでは期日前投票を行うことはできないが、不在者投票を行うことはできるものであること。
- (2) 閲覧期間は、次のとおりとなること。
 - ・選挙人名簿：10月10日（火）（公示日の1日間）
 - ・在外選挙人名簿：10月10日（火）（公示日の1日間）
- (3) 学生等で住所の認定について疑義が生じた場合は、必ず実情を調査の上、居住の実態に合った登録を行うこと。

3 登録の移替え

市町村委員会が、当該市町村の区域内の他の投票区に住所を移転した者に係る登録の移替えをしない（選挙の期日後に延期する）ことができる期間は、令第17条の規定により、衆議院の解散の日（9月28日）から選挙期日（10月22日）までであること。

4 補正登録

選挙時登録後、補正登録が必要な場合に備えて、事前に市町村長側と連絡を取り、住民基本台帳との照合等のための事務処理体制を整えておくこと。

5 選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数並びに選挙当日有権者数の報告

選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数並びに選挙当日有権者数の報告については、平成29年9月28日付第201700155607号「第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査における各種報告等について（通知）」（以下「各種報告等」という。）で通知したところにより報告すること。

第3 投票

1 投票方法

衆議院選挙は、「小選挙区比例代表並立制」であり、小選挙区選出議員選挙（以下「小選挙区選挙」という。）の投票用紙には「候補者氏名」を、比例代表選出議員選挙（以下「比例代表選挙」という。）の投票用紙には「政党等の名称又は略称」を記載することとなるので、有権者がこれを誤ったり、混同したりすることがないように周知するとともに、投票所における説明及び案内に特に配慮すること。

また、国民審査の投票は、従来どおり「罷免を可とする者に×印」を記載する方法によるものであること。

2 投票用紙等

(1) 無効投票の減少及び開票事務の迅速化を図る見地から、投票用紙の色及び文字の色は、それぞれ次のとおりであり、これに押すべき印は、県委員会の印（刷込み式）とする。

ただし、郵便による在外投票に用いられる投票用紙は、総務省において作成するため、これに押されている印は、小選挙区選挙においては総務大臣の印、比例代表選挙においては中央選挙管理会の印であること。

また、点字投票用紙については、投票用紙の種類を識別できるように選挙の種類を表示する点字シールを貼ることとする。

区 分	用紙の色	文字の色
小選挙区選挙	ピンク色	黒 色
比例代表選挙	あさぎ色	
最高裁判所裁判官国民審査	うぐいす色	

(2) 仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による投票用封筒に押すべき印は、県委員会の印（刷込み式）とすること。

(3) 在外投票に用いられる投票用封筒は、総務省において作成するため、これに押されている印は、小選挙区選挙においては総務大臣の印、比例代表選挙においては中央選挙管理会の印であること。

(4) 衆議院選挙の投票用紙は第1回物資輸送（10月6日）で、国民審査の投票用紙は第2回物資輸送（10月8日）。ただし、10月6日以降に、審査対象裁判官が追加された場合は、第3回物資輸送（10月12日）でそれぞれ送付するので、その管理及び受け払いについては、特に慎重に取り扱い、不正使用、紛失等の事故が生ずることがないように、保管者及び保管場所の選定、交付簿の整備等について、十分留意すること。

(5) 郵便による在外投票に用いられる投票用紙及び投票用封筒等は、9月29日に各市町村委員会宛て発送予定であること。

(6) 国民審査の投票用紙については、氏名が印刷された裁判官のいずれかが退官等により審査に付されなくなった場合や、その氏名に変更が生じた場合においても、そのまま使用するものであること。

3 投票所の設備等

(1) 投票所は選挙人の便宜を考慮して、当該投票区の中で最も適切な施設を選定し、高齢者や歩行が困難な身体障害者等の便宜のため、エレベーター等昇降設備のない2階以上の部屋には設けないようにすること。

また、投票所内はもとより、投票所への進入路等についても、可能な限り段差の解消に努め、車椅子利用者等の安全を確保するなどバリアフリーの観点から配慮を行うこと。

なお、期日前投票所や市町村委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所においても同様であること。

(2) 投票所の設備は必ず選挙期日の前日までに整え、投票の開始に支障を来すことがないようにするとともに、設備については選規第17条の規定に準じて適正に配置すること。

また、選挙人にわかりやすくするため、案内図の掲示、順路の明示等適切な措置を講ずるとともに、視覚障がい者や歩行が困難な身体障がい者の誘導等について、十分な配慮を行うこと。

(3) 投票用紙の交付及び投票の記載は、小選挙区選挙と比例代表選挙について選挙人がそれぞれの選挙ごとに別々に記載及び投票ができるよう配慮すること。また、国民審査については、比例代表選挙の投票用紙の交付に引き続いて投票用紙を交付し（交付漏れ、二重交付等を防止するため、交付する者は投票用紙の種類ごとに分けることが望ましい。）、比例代表選挙の投票記載と国民審査の投票記載を同一の記載所で同時に行うことができるように設備する等、選挙人が必ず記載所に立ち寄ることができるように配慮すること。

特に、投票所内の投票を記載する場所の近くの適当な場所に「ピンク色の投票用紙は、小選挙区選挙です。候

補者個人の氏名を記載してください。」「みどりがかかった薄い藍色の投票用紙は、比例代表選挙です。政党等の名称又は略称を記載してください。」「うぐいす色の投票用紙は、国民審査です。やめさせたほうがよいと思う裁判官の欄に×印を付けてください。」といった表示を行うこと。

- (4) 投票記載所は、有権者の投票の秘密が保持できるように十分配慮すること。
- (5) 投票所内の投票を記載する場所その他適当な箇所に、小選挙区選挙にあつては候補者の氏名及び候補者届出政党の名称、比例代表選挙にあつては名簿届出政党等の名称及び略称、国民審査にあつては裁判官の氏名等を掲示しなければならないが、その掲示に当たっては、その内容に誤りがないよう十分留意するとともに、その破損、汚損等が生じたときは速やかに再掲示する等万全の措置を講ずること。
また、小選挙区選挙の候補者氏名表を運規第67条の規定により作成する際は用紙の色をピンク色とすること。
なお、比例代表選挙の政党等名称等掲示及び国民審査の裁判官氏名掲示は、第2回物資輸送（10月8日。印刷等の状況によっては、別途送付することになる。）で配布する予定である。
- (6) 国民審査の投票については、投票が強制的にならないよう投票管理者を指導すること。これらの注意事項（最高裁判所裁判官国民審査投票上の注意について）を作成し、第2回物資輸送（10月8日。印刷の状況によっては、別途送付することになる。）に送付するので、投票所内の選挙人の目につきやすい場所に掲示しておくこと。
- (7) 投票箱は、開票事務の迅速化も勘案し、可能な限り、各投票を区別して設置することとし、それぞれ投票箱の表面に当該衆議院選挙の選挙名又は国民審査の表示をし、その裏面にはこれら以外の投票の表示をすること。
なお、投票箱を2つの区分とする場合には、一の投票箱には小選挙区、他の投票箱には比例代表及び国民審査の表示を行い、裏面にはそれぞれ表面に表示したもの以外の表示を行うこと。
- (8) 投票区の増設などの投票環境向上の取組については、平成28年5月11日付第201600025570号「投票環境向上のための取組の推進について（通知）」によること。
- (9) 投票所に入ることのできる子供の範囲が拡大されていることから、十分なスペースの確保や選挙人の動線と区分された場所の確保などについて配慮すること。

4 選挙人名簿の対照

個人情報保護の観点から、選挙人名簿の対照に当たり、選挙人から当該内容が容易に見えることのないよう配慮すること。

5 投票の順序等

- (1) 投票の順序は、最初に「小選挙区選挙」、次に「比例代表選挙と国民審査」の順序で行うこと。
- (2) 投票用紙の交付にあたっては、他の選挙の投票用紙を誤って交付する、あるいは、点字投票用紙の点字シールを貼り間違えるといった単純な過誤がないよう必ず複数の者が確認を行うとともに、有権者一人一人に「このピンク色の投票用紙は小選挙区選挙です。候補者個人の氏名を記載してください。」「このみどりがかかった薄い藍色の投票用紙は比例代表選挙です。政党等の名称か略称を記載してください。」あるいは「このうぐいす色の投票用紙は国民審査です。やめさせたほうがよいと思う裁判官に×印を付けてください。」というように適切な指示を与えること。

また、点字投票を行う選挙人が投票用紙を取り違えないように、上の指示に加え、「シューギイン ヒレイ ダイヒョー（シューギイン ショーセンキョク、サイコーサイ コクミン シンサ）と表示してありますのでご確認ください。」と説明すること。

6 投票管理者及び投票立会人の選任

- (1) 小選挙区選挙の投票管理者（職務代理者を含む。）及び投票立会人は、同時にそれぞれ比例代表選挙の投票管理者及び投票立会人となることができ、小選挙区選挙の投票管理者（職務代理者を含む。）及び投票立会人は、審法第12条の規定によりそれぞれ国民審査の投票管理者及び投票立会人となること。

また、投票管理者及び投票立会人は、小選挙区選挙と比例代表選挙で同一人を選任する場合であっても、それぞれ別個に選任手続きを行わなければならないが、国民審査については、改めて選任手続きを行わなくてもよいこと。

なお、投票立会人は、本人の承諾を得て2人以上5人以下を選任するものであること。

- (2) 選任に当たっては、従来の慣例等に固執することなく女性や青年も適宜選任する等、選挙人が選挙を身近なものとして感じるができるよう配慮すること。

なお、投票立会人の交替制を採用する投票所においては、立会時間内における投票の状況を記載した引継書を作成すること。

7 投票所の開閉時刻の届出

- (1) 投票所の開閉時刻の繰り上げ又は繰り下げができる「特別の事情」とは、農繁期における農家の仕事の状況、工場地帯における就業時間等をいうものであるため、単に選挙人の投票に支障をきたさないといった消極的な動機だけでなく、選挙人の立場から判断して、投票の便宜を図るために必要があるという積極的な動機からも、投票所の開閉時刻の繰り上げ又は繰り下げを行うこと。
- (2) 投票所の開閉時刻の繰り上げ又は繰り下げを行った場合は、各種報告等で通知したところにより県委員会に届け出るとともに、直ちにその旨を告示し、その投票所の投票管理者に通知する必要があること。

また、当該投票区の選挙人に混乱が生じないよう、投票所入場券や各種広報媒体の活用等により十分な周知を行うこと。

8 投票事務の取扱い

その他の投票事務の取扱いは、別に配布する「投票事務取扱要領」により実施すること。

9 代理投票

代理投票制度は、秘密投票の原則の例外としての性質を有するものであるから、その手続は法令の定めるところにより厳格に行い、特に、1人の補助者だけで代理投票を行うことが絶対にならないよう十分留意すること。

補助人は、投票所の事務に従事する者のうちから2人を選任すること。

また、代理投票制度の周知及び理解を図り、できるだけ本人の意思を尊重するとともに、重度の障害のある選挙人への対応には十分配慮すること。

10 点字投票

点字投票については、この制度の趣旨、投票方法等を視覚に障がいのある選挙人及び投票管理者等に対し徹底すること。

なお、選挙人に点字投票させる際には、投票用紙の交付誤りや点字シールの貼り間違いのないよう注意し、点字シールの貼付位置等については、別途配布する「投票事務取扱要領」によること。

11 期日前投票

(1) 期日前投票制度の周知

期日前投票制度については、その活用を図ることにより、一人でも多くの選挙人が投票できるよう、その仕組み、方法等について広報紙、チラシ、有線放送等の広報媒体を利用して積極的に周知徹底を図ること。

(2) 期日前投票を行うことができる者

ア 期日前投票は当日投票同様、確定投票であることから、選挙の当日、選挙権を有していなくても、期日前投票を行う時点で選挙権を有していれば投票することができること。

したがって、投票後に選挙人が選挙権を喪失したとしても、有効な投票として取り扱われるものであること。

イ 選挙人は、選挙の当日、法第48条の2第1項各号に掲げる期日前投票事由のいずれかに該当することが見込まれる場合に限り、期日前投票が行えるものであること。

(3) 期日前投票所の設置

ア 期日前投票所は、選挙期日の公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、各市町村に最低1箇所は設けられることとなるが、期日前投票所を複数設置した場合は、一の期日前投票所を除き、投票の期間を指定することができること。

この場合、選挙人の便宜等を考慮して設定するとともに、その設置場所及び期間を告示、その他の方法によって選挙人に周知徹底すること。

イ 期日前投票所の設備は、公示日までに整え、投票の開始に支障を来すことがないようにするとともに、設備については、選規第23条の3で読み替えて準用する第17条の規定に準じて適正に配置すること。

ウ 期日前投票所における氏名等掲示

公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、期日前投票所内の適当な箇所に、比例代表選挙にあっては名簿届出政党等の名称及び略称の掲示を、小選挙区選挙にあっては公職の候補者の氏名及び候補者届出政党名の掲示を、国民審査にあっては裁判官の氏名及び最高裁判所裁判官への任年月日を掲示しなければならないので、遺漏、誤りのないよう留意すること。特に、名簿届出政党等の掲載の順序の誤りがないよう注意すること。

また、掲載順序については、比例代表選挙にあっては県委員会が、小選挙区選挙にあっては開票区ごと（数開票区を設けた場合にあっては市町村委員会が指定する一の開票区）に市町村委員会が、立候補届出締切り後に行うくじによること。

(4) 期日前投票の期間

期日前投票の期間は、原則として衆議院選挙、国民審査とも10月11日から10月21日までとなること。

ただし、国民審査については、告示前4日以内（10月6日以降）に新たに審査対象となる裁判官が任命される等した場合には、国民審査の期日前投票についてのみ、10月15日から10月21日までとなること。（衆議院選挙の期日前投票期間は変更なし）

(5) 期日前投票所の表示

期日前投票所の表示は、次のとおり行うこと。

ア イ以外の場合

衆議院選挙及び国民審査のそれぞれを、10月11日から10月21日まで表示する。

イ 国民審査の告示前4日以内に新たに審査対象となる裁判官が任命される等した場合

衆議院選挙：10月11日から10月21日まで表示。

国民審査：10月15日（審査期日の7日前）から10月21日まで表示。

(6) 期日前投票の投票時間

投票時間は、原則として午前8時30分から午後8時までであるが、期日前投票所を複数設置した場合においては、一の期日前投票所を除き、期日前投票所の開閉時刻を繰り上げ又は繰り下げることができること。

この場合、直ちにその旨を告示するとともに、当該期日前投票所の投票管理者に通知しなければならないこと。

また、併せて各種報告等で通知したところにより県委員会へ届け出ること。

(7) 投票管理者及び投票立会人の選任等

ア 投票管理者及び投票立会人は、小選挙区選挙と比例代表選挙それぞれについて別個に選任手続を行う必要があるが、同一人に各選挙の投票管理者及び投票立会人を兼ねさせることができること。

イ 投票管理者及び投票立会人は、いずれも選挙権を有する者の中から選任するとともに、投票立会人については、本人の承諾を得て2人選任するものであること。

なお、投票管理者にあっては日毎の交代が、投票立会人にあっては時間毎の交代が可能であること。

ウ 期日前投票は、選挙期日当日の投票同様、確定投票であることから、投票所と同じく投票管理者が常駐し、管理することとなること。

(8) 投票箱の管理等

ア 投票を行う前には選挙人の前で投票箱に何も入っていないことを示すこととされているので、期日前投票の初日の最初に投票箱を使う際に、選挙人に対し実施すること。

また、投票箱の追加を行う場合においても同様であること。

投票箱の保管は、そのまま期日前投票所において保管することが原則とされているが、保管のため必要があれば、期日前投票所外の金庫等に保管することも可能であること。

イ 期日前投票所と不在者投票記載場所は兼ねることができるが、それぞれの投票方法が異なることから、受付等の経路について十分に検討しておく必要があること。

ウ 投票管理者は、期日前投票の期間の末日に、期日前投票所を閉鎖した後、投票箱、封印をした鍵、投票録等を市町村委員会に送致し、当該投票箱等の送致を受けた市町村委員会は、選挙の期日に、当該投票箱等を開票管理者に送致しなければならないこと。

1.2 不在者投票

(1) 不在者投票の管理執行

ア 一般の不在者投票

(ア) 名簿登録地市町村以外の市町村における不在者投票、指定病院等における不在者投票及び選挙日には選挙権を有することが見込まれるものの選挙期日前の投票を行おうとする日においては未だ選挙権を有しない者の不在者投票が、一般的な形態となること。

(イ) 選挙人が、選挙の当日、法第48条の2第1項各号に掲げる不在者投票事由のいずれかに該当することが見込まれる場合に限り、不在者投票が行えるものであること。

(ウ) 不在者投票を行う場合は、必ず選挙権を有する者の立会いが必要であること。この場合、立会人は、不在者投票管理者若しくは事務補助者又は代理投票の補助者を兼ねることができないので留意すること。

イ 郵便等による不在者投票

(ア) 新たに郵便等投票証明書の交付の請求があった場合には、制度の趣旨等について十分説明し、必要があれば福祉当局とも連絡・協議すること。

(イ) 郵便等投票証明書の有効期限が交付の日から7年間（要介護者については、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日まで有効）であることから、郵便等投票証明書の有効期限が満了する選挙人に対しても、あらかじめ、更新の手続きが必要な旨を通知する等の措置をとること。

(ウ) 代理記載をさせることができる選挙人は、郵便等投票証明書に代理記載をさせることができる選挙人に該当する旨の記載を受け、かつ、代理記載人となるべき者一人を定めてその者の氏名等を届け出ているものであること。

(エ) 郵便等投票を行う選挙人は、選挙期日前4日（10月18日）までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村委員会の委員長に対して、選挙人が署名した文書により、かつ、郵便等投票証明書を提示して投票用紙等の請求をしなければならないものであること。

ウ その他の不在者投票

特定国外派遣組織に属する選挙人の国外における不在者投票は、選挙の期日前5日（10月17日）までに、選挙人からの申出がなされ、及び選挙の期日前3日（10月19日）までに国外派遣組織の長からの交付の請求が行われなければならないものであること。

また、いわゆる洋上投票及び南極投票については、国民審査においては行われなければならないものであること。

(2) 不在者投票の期間

不在者投票の期間は、期日前投票と同様であること（1.1 期日前投票（4）参照）。なお、郵便等による不在者投票の投票用紙の請求は選挙期日前4日（10月18日）までに行わなければならないものであること。

(3) 投票用紙等の交付

公示日前に郵便等で投票用紙等の請求があった場合は、当該請求書を一時保管しておき、公示日以降直ちに交付（郵便等をもって発送するときは、公示日前において市町村委員会の定める日以後直ちに発送）すること。

ただし、国民審査の投票用紙については、審査の告示前4日以内に新たに審査対象となる裁判官が任命される等した場合には、審査期日前7日以降の交付となること。

(4) 不在者投票の事務取扱場所

不在者投票の事務取扱場所の告示は、衆議院選挙にあっては選挙期日の公示日に、国民審査にあっては審査期日の告示日に、それぞれ行うこと。また、事務取扱場所の表示は、期日前投票所の例によること（1.1 期日前投票（5）参照）。

(5) 不在者投票記載場所における氏名等の掲示

公示日の翌日（10月11日）から選挙期日の前日（10月21日）までの間、不在者投票管理者である市町村委員会の委員長の管理する投票を記載する場所の適当な箇所に、比例代表選挙にあっては名簿届出政党等の名称及び略称の掲示を、小選挙区選挙にあっては公職の候補者の氏名及び候補者届出政党名の掲示をしなければならないので、遺漏、誤りのないよう留意すること。特に名簿届出政党等の掲載の順序に誤りがないよう注意すること。

また、掲載順序については、比例代表選挙にあっては県委員会が、小選挙区選挙にあっては開票区ごと（開票区を設けた場合にあっては市町村委員会が指定する一の開票区）に市町村委員会が、立候補届出締切り後に行うくじによること。

(6) 投票所の閉鎖後に送致された投票

投票所の閉鎖後に送致された不在者投票の数等については、その内容を明らかにできるように集計・整理しておくこと。

1.3 在外投票

(1) 在外選挙人の投票は、在外公館投票と郵便等投票とのいずれかの方法により行うことができるとともに、一時帰国時又は帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間において一般の選挙人と同様に国内の投票制度を利用して選挙期日当日の投票、期日前投票及び不在者投票ができること。

(2) 国民審査においては、在外投票は行われぬものであること。

(3) 市町村委員会は、選挙の公示の日以前に、郵便による在外投票用紙等の請求があった在外選挙人に対し、衆議院議員の任期満了の日前60日に当たる日又は衆議院の解散の日のいずれか早い日より発送することとされていること。

(4) その他、在外投票の事務処理については、別に配布する「在外選挙事務取扱要領」及び別に通知するところによること。

第4 開票

1 開票の順序等

開票は即日開票とし、最初に小選挙区選挙、次に比例代表選挙、最後に国民審査の順序で行うこと。

2 開票管理者及び開票立会人の選任

小選挙区選挙の開票管理者は比例代表選挙の開票管理者と兼ねることができるが、法第62条第1項但書の規定により開票立会人は小選挙区選挙と比例代表選挙の立会人を相互に兼ねることができないのでそれぞれ異なる者を選任しなければならないことに注意すること。

なお、開票管理者は小選挙区選挙と比例代表選挙で同一人を選任する場合であっても、それぞれ別個に選任手続きを行わなければならないこと。

また、小選挙区選挙の開票管理者及び開票立会人は審法第19条の規定により、国民審査の開票管理者及び開票立会人となること。よって、国民審査の開票管理者及び開票立会人は改めて選任手続きを行う必要はないこと。

3 開票事務の取扱い

その他の開票事務の取扱いについては、別に配布する「開票事務取扱要領」によるものとするが、特に次の点に留意すること。

(1) 開票事務が正確に行われるべきことはもちろんであるが、選挙人に速やかに結果を知らせるため、また、開票事務に従事する職員等の負担及び諸経費の負担軽減のため、開票終了時間をなるべく早めるように努めること。

については、他の市町村における取組を参考にしつつ、開票作業に適した開票所の選定、効率的な人員・器具等の配置の検討、票の分類方法及び分類用補助用具等の工夫、事務従事者の服装等の見直し、按分組み合わせリスト及び投票効力判定例の選挙事務従事者等への周知徹底を行い、開票作業の一層の改善を図ること。

(2) 開票事務が正確かつ迅速に行われるよう開票管理者を補助する事務従事者の選任及びこれらの者の事務分担についても配慮するとともに、開票立会人に対しても開票事務の円滑な処理について事前に協力を求めておくこと。

(3) 投票の効力の判定については、迅速かつ正確に行えるよう事前に判例、実例等の研究を行っておくこと。

(4) 開票事務は開票所での投票の開披、点検、集計等の事務以外に、県への速報事務を含めたものであるため、速報に要する体制について十分に留意すること。

(5) 開票管理者は、開票所内の秩序保持に十分留意し、厳正かつ迅速な開票の進行に努めること。特に候補者の運動員等と開票立会人が連絡を取り合う等の行為によって、開票事務に支障をきたすことがないように留意すること。

(6) 投票結果については、投票者数、投票総数、有効投票数及び無効投票数について総合的に点検を行うこと。この場合、投票者数と投票総数との不一致については、再度その手続の点検を行うこと等によりその原因を調査し、安易に処理することのないようにすること。

4 開票録の検収

開票録については、別途通知する検収日（10月23日）に持参すること。

第5 選挙公営

1 ポスター掲示場（小選挙区選挙）

ポスター掲示場の設置及び管理については、別に配布する「ポスター掲示場設置要領」により実施するとともに、特に次の点に留意すること。

(1) ポスター掲示場の設置に当たっては、循環型社会の実現へ向け、再利用の促進や鳥取県認定グリーン商品、あるいはアルミ製品等の循環型資材の使用など、廃棄物発生抑制とリサイクルの推進を図ること。

(2) ポスター掲示場の維持管理については、万全を期し、倒壊、破損等の事故が生じたときは、速やかにその復旧を図るよう配慮すること。

(3) 風雨等により、掲示してあるポスターが破損した場合は、候補者が手持ちのポスターを再掲示することは差し